

平成28年3月定例会月議会提出条例のあらまし

● 議案第21号 大東市事務分掌条例の一部を改正する条例

- ・(1) 機構改革に伴い、市長マニフェストの推進、調整等に関する事務を地方創生局に分掌させます。
- (2) この条例は、平成28年4月1日から施行します。

● 議案第22号 大東市行政不服審査に関する条例

- ・(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）が施行されることに伴い、市長の附属機関として大東市行政不服審査会を設置するとともに、審理手続における提出書類等の写しの交付に係る手数料および当該手数料の減免について必要な事項を規定するため、条例を制定します。
- (2) この条例は、平成28年4月1日から施行します。

● 議案第23号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

- ・(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）が施行されることに伴い、条文中の文言を整理します。
- (2) 大東市情報公開条例および大東市個人情報保護条例にあっては、条文中の文言の整理に加えて、本市の情報公開制度および個人情報保護制度に係る審査請求については審理員を置かないこととするについて規定します。
- (3) 大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例にあっては、大東市行政不服審査会の委員の報酬の額について規定します。
- (4) この条例は、平成28年4月1日から施行します。

● 議案第24号 大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市一般職の職員の給与に関する条例および大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例にあっては、給料月額、地域手当、勤勉手当の額等を改定します。
- (2) 議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例および大東市長等の給与に関する条例にあっては、期末手当の額を改定します。

(3) 大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例にあっては、報酬の額を改定します。

(4) この条例は、公布の日から施行します（一部を除く。）。

● 議案第25号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

・(1) 障害厚生年金が併給される場合の傷病補償年金および休業補償の調整率を変更します。

(2) この条例は、平成28年4月1日から施行します。

● 議案第26号 大東市職員の退職管理に関する条例

・(1) 営利企業等へ再就職した元職員が行う現職職員への依頼等の規制等について定め、職員の退職管理の適正化を図るため、条例を制定します。

(2) この条例は、平成28年4月1日から施行します。

● 議案第27号 大東市消費生活センターの組織および運営等に関する条例

・(1) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織および運営ならびに情報の安全管理に関する事項を定めるため、条例を制定します。

(2) 付則において、大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例を改正し、消費生活相談員の報酬の額について規定します。

(3) この条例は、平成28年4月1日から施行します。

● 議案第28号 大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

・(1) 国家戦略特別区域限定保育士を家庭的保育事業等における職員の配置の基準となる保育士に含めることとします。

(2) この条例は、平成28年4月1日から施行します。

● 議案第29号 大東市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

- ・(1) 自転車駐車場の施設の譲渡を受けることに伴い、新たに住道駅西自転車駐車場を設置します。
- (2) この条例は、平成28年11月1日から施行します。

● 議案第30号 大東市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例

- ・(1) 使用料の督促について規定します。
- (2) 北条第9駐車場を廃止します。
- (3) この条例は、平成28年4月1日から施行します（一部を除く。）。

● 議案第31号 大東市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市立放課後児童クラブの休業日を変更します。
- (2) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第32号 大東市立総合文化センター条例の一部を改正する条例

- ・(1) レストラン跡をコミッティ・サロンとして貸室とします。
- (2) 文化ホールの控室について、大ホールまたは多目的小ホールと一体として使用することとします。
- (3) この条例は、平成28年4月1日から施行します。

● 議案第33号 大東市立図書館条例の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市立図書館の開館時間を変更します。
- (2) この条例は、平成28年4月1日から施行します。

● 議案第34号 大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- ・(1) 児童健全育成事業における支援の対象者に義務教育学校の前期課程に就学している児童を加えます。
- (2) 放課後児童支援員になることができる者に義務教育学校の教諭となる資格を持つ者を加えます。
- (3) この条例は、平成28年4月1日から施行します。